

損害保険における課題

－因果関係不存在則、危険変動の問題を中心として－

北海道大学 山本哲生

1. 因果関係不存在則について

告知義務違反により保険契約を解除した場合の保険者の免責につき、いわゆる因果関係不存在則がおかれている。すなわち、保険事故発生後に解除した場合、告知義務違反にかかる事実に基づかずに発生した保険事故による損害については保険者は免責されない（保険 31 条 2 項 1 号）。この規定は片面的強行規定であり、この規定に反して保険契約者または被保険者に不利な約款は無効となる（保険 33 条 1 項）。

因果関係不存在則が片面的強行規定であることと関連して、たとえば、自動車保険における免許証の色の不実告知について、不告知事項と保険事故の間に因果関係があるという解釈ができるかどうか、因果関係不存在則を適用しないという約款が認められる余地がないのかが問題となっている。後者については、典型的には、告知義務違反の効果としてプロラタ的な処理を定めると同時に因果関係不存在則を外すという約款の効力が問題となる。

ある約款が片面的強行規定よりも不利かどうかの判断基準については、判例はいわゆる総合判断法をとっている（借地法について、最判昭和 31・6・19 民集 10 卷 6 号 665 頁）。それに従えば、因果関係不存在則自体に関しては不利であっても、他の点で有利な扱いを定める約款は有効と判断する余地がある。もっとも、因果関係不存在則の趣旨を害さないかどうかについては慎重な判断が必要である。そこで、因果関係不存在則の捉え方、特約の効力についての基本的な考え方、特に免許証の色のような事項についての考え方につき検討する。

2. 危険増加について

保険法は契約締結後に危険が増加したときの権利義務の再調整の仕組みについて、一定のルールを片面的強行規定として定め、後はそのルールに反しない限りで契約の定め委ねるという考え方をとっている。具体的には、危険増加があっても保険料を増額すれば保険契約を継続できる場合には、原則として保険者は契約を解除できないという考え方に立ったうえで、保険者が契約を解除できる要件とその効果を片面的強行規定として定めてい

る（29 条 1 項、31 条 1 項 2 項 2 号、33 条 1 項）。危険増加の際の保険料増額の手続、危険増加によりもはや保険契約を継続できなくなった場合の処理については、法律では規定されておらず、直接的には約款の定めに委ねられることになる。

この約款に委ねられた事項については、基本的には契約自由に委ねられているものと思われるが、場合によっては保険法上の片面的強行規定と抵触するかどうかの問題になることもあるかもしれない。また、家計保険のような消費者取引という点からは消費者契約法 10 条等の不当条項規制として問題になることもあるかもしれない。本報告では、約款に委ねられたいくつかの事項について、このような観点から検討する。保険料の増額によって保険契約を継続できる場合の保険料増額手続について、保険者による一方的な増額請求権の妥当性、一方的増額請求による追加保険料の不払いと保険者の免責の仕組み、危険増加により引受範囲外となった場合の規律等につき検討を加えたい。

3. 重複保険について

重複保険における保険金を支払った保険者の求償について、2 つの考え方がありうるように思われる。すなわち、各保険者の債務はまったく独立しているが、債務の合計額が損害額を超える場合には、合計で損害額を超える保険金が支払われないようにしつつ、保険金支払が円滑に行われるよう調整が必要となるので、調整の規律を定めたものという考え方と、(不真正) 連帯債務的な観点から各保険者の債務が相互保証の関係にあるので、先に弁済した者に求償を認めるという考え方のどちらも理論的にはありうるように思われる。負担部分につき、前者では常に保険法 20 条 2 項の通り独立責任額を基準として決まると考えることになる。後者では、連帯している債務について求償を考えるので、保険法 20 条 2 項は各保険者が被保険者に対して独立責任額の債務を負うという同条 1 項を前提としたものであると解釈することになる。

それぞれの立場により細かな解釈論ではいろいろな違いが出てくるであろうが、考え方の大きな違いとして、たとえば前者の考え方であれば保険金債務の額を基準としないで常に独立責任額を基準として負担部分が決定されるので、保険金債務の額よりも負担部分の方が多ということも起こりうる。それぞれの考え方の違いについて検討する。